

千代田区週休2日交替制工事実施要領

1 目的

この要領は、千代田区（以下「区」という。）が発注する工事のうち、政策経営部施設経営課が主管する工事において、区が週休2日に取り組むことを指定する週休2日交替制工事の工事費の積算方法その他の取扱いに関して必要な事項を定め、もって週休2日を確保する工事の実施を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間における技術者及び技能労働者の休日の確保について、4週8休以上（休日の日数を従事期間の日数で除して得た率（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の率にある状態をいう。）を達成したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。）から工事完了日までの期間をいう。

(3) 従事期間

対象期間において、技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から最後に従事した日までの期間（技術者及び技能労働者が現場に従事しない期間がある場合は、当該期間を除く。）をいう。

(4) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請、下請技術者等のことをいう。

(5) 週休2日交替制工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替で休日を確保し、もって週休2日の確保に取り組む工事をいう。

3 対象工事

この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、区が発注する工事のうち、政策経営部施設経営課が主管する工事であって、工事の内容、工事の対象となる施設の実情等により、千代田区週休2日促進工事実施要領（令和7年1月15日6千政施経発第782号）に規定する週休2日促進工事が適さない工事を対象とする。

4 工事費の積算方法等

(1) 工事費の積算方法及び変更方法

区は、週休 2 日を前提に、(2)により労務費を補正して工事費を積算し、予定価格を作成する。ただし、工事着手後、週休 2 日の実施状況を確認した結果、週休 2 日に満たないことが判明したときは、区と請負者との間で締結した工事請負契約書第 23 条の規定に基づき、契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(2) 労務費の補正方法

労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価並びに市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価をいう。以下これらを「市場単価等」という。）の労務費をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによりその単価を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等は、別表第 1 から別表第 3 までの補正率を乗じて補正する。ただし、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率を、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

5 対象工事である旨の明示

区は、週休 2 日交替制工事の発注にあたって、工事特記仕様書に対象工事である旨を明示する。

6 週休 2 日の確認方法

- (1) 監督員（千代田区契約事務規則（昭和 39 年千代田区規則第 2 号）第 55 条の規定に基づき工事の監督を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）は、対象期間の設定に当たり、工事着手日を請負者との協議により決定する。
- (2) 請負者は、週休 2 日を確保するための具体的な施工体制の内容、技術者及び技能労働者の休日確保状況の確認方法を監督員と協議のうえ決定する。
- (3) 請負者は、工事の進捗に合わせ、必要に応じて、(1)で定めた技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を監督員に報告する。

7 留意事項

- (1) 区は、全体工程の遅延及び後工程へのしわ寄せが生じないように、適正な工期を設定する。
- (2) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間及び概成工期を考慮し、全体の工程に遅延が生じないように、

別発注の関連工事間の調整を適切に実施する。この場合において、請負者は、他業種の工期にしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成する。

- (3) 請負者は、工事の対象となる施設の管理者の承諾を得て、週休2日交替制工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (4) 監督員は、週休2日の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により請負者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (5) 監督員は、工事の一時中止を行う場合等の対象期間を変更する必要がある場合は、その都度、請負者と協議する。
- (6) 統括安全衛生責任者等を選任している場合にあっては、監督員は、実施工程表等を請負者から受領する際に、統括安全衛生責任者等を選任している請負者が不在となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (7) 請負者は、工期、契約金額等について、下請業者にしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の条件に、「労務費の補正を行う週休2日交替制工事」である旨を明記する。また、監督員は、当該記載があることを、下請業者との契約書の写し又は下請契約の見積書の写しにより確認する。

8 その他

請負者は、週休2日交替制工事について、区がアンケート等を実施する場合は協力すること。

附 則（令和7年1月15日6千政施経発第782号）

この要領は、令和7年1月15日から施行する。

別表第1 市場単価等の補正率（建築工事）

工 種	新営補正率	執務並行 改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事（仕上塗材仕上）	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.04	1.18
建具（ガラス）	1.02	1.12
建具（シーリング）	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事（内装材）	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

別表第2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

工 種	摘要	新営補正率	執務並行改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒及び接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

別表第3 市場単価等の補正率（機械設備工事）

工 種	摘要	新営補正率	執務並行改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25